

湯河原町宿泊税検討委員会設置要綱

令和 6 年 9 月 30 日

湯河原町告示第80号

(設置)

第1条 湯河原町における宿泊税のあり方について検討するため、湯河原町宿泊税検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 宿泊税を含めた新たな財源確保に関すること。
- (2) 宿泊税の制度内容の検討に関すること。
- (3) 宿泊税の充当事業などの整理に関すること。
- (4) 事業者等への影響調査・対応に関すること。
- (5) 関係機関の情報収集に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、宿泊税のあり方の検討に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 観光関係団体に所属する者
- (2) 宿泊関係団体に所属する者
- (3) 商工関係団体に所属する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会議を進行する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 委員長が必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日に限り、その効力を失う。